

No. 1961

2022・2・14

毎週月曜日発行

三次民商News

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

事業復活支援金・申請締め切りは5月末までです 売上減少の対象月は2021年11月～2022年3月の1月が対象

長期化するコロナ禍のため、事業復活支援金が始まりました。事業復活支援金は、事業復活支援金

①個人の白色申告
(農業青色申告者)
②個人の青色申告
③法人
④雑所得申告者
等が主に該当します。
給付金額は個人事業
者で最高50万円、法
人事業者は年間の売
上額に応じて金額が
違います(下記参照)

申請条件は、
①新型コロナウイルス
感染症の影響と受
けた事業者(該当す
るかどうかが?)
②2021年11月～
2022年3月のい
ずれかの売上高が、
(2018年11月～
2019年3月)
(2019年11月～
2020年3月)
(2020年11月～
2021年3月)の
同じ月の売上額と比
較して50%以上又は
30%以上50%未満減
少した事業者

売上減少率	個人事業者	法人事業者		
		年間売上 1億円以下	年間売上 1億円超～5億円以下	年間売上 5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

基本売上が該当年の同月比の売上より30%以上減少している場合です。皆さんも該当するかどうか、下の表を見ながら確認してみましょう

法人、個人の青色申告

①2018年11月～2019年3月の売上額>2021年11月～2021年3月の同月の売上額

※①は2019年11月～2020年3月の売上額または2020年11月～2021年3月どれでもOK

イメージ：2018年12月売上額800,000円>2021年12月売上額400,000円

法人や青色申告の方は、今年と該当年の同じ月で判定します。

個人の白色申告

①(2018)(2019)(2020)(2021)年総売上額÷12ヵ月=②平均売上額

②の平均売上額>③2021年11月～2022年3月の一番低い売上額

例：2019年総売上額①6,000,000円÷12ヵ月=500,000円

2019年平均売上額 500,000円>2022年1月200,000円

不備ループを意識した 事業復活支援金説明会

三次民商は、一昨年から持続化給付金、昨年の一時、月次支援金の申請相談・手続きを支援してきました。昨年秋季には不備ループ(不備のメールが何度届き、指示された書類が添付できない場合は不許可になる)で多くの中小業者が苦しみ、民商の会員もその対応に追われました。民商・全商連は省庁交渉や仲間(事務局)の粘り強い相談や申請で支援金が給付されています。

2月4日に開いた事業復活支援金の説明会には、申請希望の会員含め6名が参加。今問題となっている月次支援金と同様の会社が、事業復活支援金の申請を行うこととなっており、不備ループに陥らないように1から支援制度の内容、書類の準備、計算の仕方の説明を受けました。

説明を聞いた参加者からは、「自分が思っていた計算と違っていた」「条件のコロナ感染症の影響を受けた書類ってどんなものを用意したらいいの?」「事前確認ってどこで受けたらいいの?」など質問や疑問が出されました。

事業復活支援金については、民商は申告期間中の申請相談を受け付けていません。該当するかどうかも含め、まずは事業復活支援金の説明会への参加をお願いします。



無料法律相談

2月22日(火)

三次民商事務所

希望される方は予約を申し込んで来てください

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

新型コロナウイルス感染症により、期限内に申告が提出が難しい人は、期限の延長ができます。

政府は確定申告の納付期限の3月15日の延長はないと発表しましたが、同時にオミクロン株の急速な拡大により、確定申告期限内に提出するのが困難な方には、4月15日までであれば、簡易な方法(確定申告書第1表の上に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記入)で期限延長ができます。新型コロナウイルス感染症に罹患した方や、濃厚接触者になった人は無理をせずに期限の延長をしましょう。《今週の商工新聞3面に関連記事》

三本の矢で大きな民商を！



民商・広島県連は、2023年から始まるインボイス制度の実態を知らせて、民商をより大きくするため、全会員に①箱ティッシュ②インボイス番号③パンフレットを入れた3つのグッズを配布しています。三本の矢で民商を大きくしていきます。



教え合い、協力金申請をして乗り切っています。申請の相談に乗っている元石さんや一面さんに、会員さんたちは大変感謝し、次回もお願いすると語っています。

広島県の感染拡大防止協力金の申請が始まりましたが、確定申告時期と重なり、事務局だけでは対応できない状況となっていますが、三次民商会員の仲間同士で

確定申告時期の協力金申請
会員同士で教え合い乗り切る

三次市月次支援金について

令和4年1・2月の売上額が平成31年から令和3年の1・2月の売上と比較して**20%以上30%未満**減少していること。

必要書類

- ①法人番号がわかる書類(※法人事業者の場合)
- ②確定申告書類の写し(法人の場合は「別表一」、個人の場合は「第一表」)
- ③月ごとの売上金と比較・確認できる帳簿書類
- ④振込先口座番号が確認できる通帳の写し

郵送先 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 三次市産業振興部 商工観光課

確定申告のチェックポイント
今年の変更点
★確定申告書の押印の削除
昨年からの変更点
★源泉徴収票等の添付不要
※今週の商工新聞3面に詳しく記載
★ひとり親控除の新設
★所得調整控除の新設
★第2表所得の内訳に「種目」が追加
★第2表支払い医療費を書く欄の削除

事業復活支援金説明会
2月20日(日)
高田事務所
3月6日(日)
会場は未定
いずれも午前10時～
なんでも相談会
(予約制)
2月20日(日)
高田事務所
3月6日(日)
三次市福祉保健センター
午前10時～午後3時

広島県・頑張る中小業者月次支援金

対象者

2022年1・2月分の売上が2019年～2021年のどれかの1・2月分の売上と比べて30%以上減少している
※飲食店と直接取引がある事業者は金額が増額されます。

必要書類

- ①頑張る中小業者月次支援金申請書 ②誓約書 ③2022年1・2月分の売上がわかる売上台帳 ④取引状況申告書 ⑤チェックシート 初めてのの方は以下をプラス
- ⑥個人事業の開業・廃業等届出書 ⑦本人確認書類 ⑧確定申告書 ⑨履歴事項全部証明書(法人のみ) ⑩振込先の口座の通帳

郵送先

〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2
紙屋町ビル6階
「頑張る中小事業者月次支援金センター」宛

感染者拡大に伴い
民商事務所へ
の来所する方への
注意事項
●相談は必ず予約をしてください。
●体調が優れない時は来所を控えてください。
●消毒と検温をしてください。
●来所名簿に記載をしてください。

1人の会員が1人の会員を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654